
平成27年度第1回東京都北区子ども・子育て会議（第11回会議）議事要旨

[日 時]

平成27年8月31日（月）18：30～20：00

[会 場]

北とぴあ14階 スカイホール

[出席者]

岩崎委員、神長委員、我妻委員、榎本委員、佐田委員、鹿田委員、田辺委員、中田委員、丸山委員、石山委員、坂内委員、高草木委員、高橋委員、橋本委員、大塚委員、誉田委員、滝口委員、仁科委員

[次 第]

- 1 開会
- 2 子ども家庭部長挨拶・委員委嘱
- 3 委員紹介（氏名読み上げ）
- 4 事務局紹介（氏名読み上げ）
- 5 議事
 - (1) 子ども・子育て会議の運営について
 - ①会長・副会長選出
 - ②会議運営規程について
 - (2) 子ども・子育て支援新制度及び北区子ども・子育て支援計画2015の概要について
 - (3) 保育園等の保育料改正について【報告】
 - (4) 「東京都北区立認定こども園検討委員会」の検討状況について【報告】
 - (5) その他
- 6 閉会

[配布資料] ※資料はすべて事前送付済み

資料1-1	平成27年度北区子ども・子育て会議委員名簿
資料1-2	平成27年度北区子ども・子育て会議事務局名簿
資料1-3	東京都北区子ども・子育て会議条例
資料1-4	東京都北区子ども・子育て会議運営規程
資料2	子ども・子育て支援新制度及び北区子ども・子育て支援計画2015の概要
資料3-1	平成27年4月以降の保育料改正について
資料3-2	保育料改定のおしらせ
資料4	「東京都北区立認定こども園検討委員会」の検討状況について

1 開会

【事務局】

それでは、皆様、恐縮でございます。定刻になりましたので、ただいまより、第11回東京都北区子ども・子育て会議を開会させていただきます。

本日は、お忙しい中、お集まりいただきまして、どうもありがとうございます。

私が会長選出まで議事進行をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいいたします。

早速ではございますが、ここで1点、皆様にご確認させていただきたいことがございます。

本日、北区のケーブルテレビを運営する株式会社ジェイコム東京北から取材の申し込みがされております。本件につきましては、特にこのお申し出を不許可とする理由もないと考えておりますので、お申し出がありました取材を許可することにしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

どうもありがとうございます。それでは、ジェイコム東京北の取材を許可することといたします。どうぞよろしくお願いいいたします。

2 子ども家庭部長挨拶・委員委嘱

【事務局】

それでは、はじめに、平成27年度の第1回子ども・子育て会議の開催にあたりまして、子ども家庭部長よりご挨拶申し上げます。よろしくお願いいいたします。

【事務局】

皆さん、こんばんは。

今回、子ども・子育て会議第2期にご参加いただきまして、本当にありがとうございます。

今回は第2期という形でございます。第1期を2年間やらせていただきまして、継続の方も大勢いらっしゃいます。

第1期につきましては、子ども・子育て支援新制度の制度設計ということで、国が基本をつくったものを、北区版という形でつくるということと、それから、こちらにございます、この「北区子ども・子育て支援計画2015」、こちらをつくるという二つの大きなメインテーマということでやらせていただきました。皆様から本当に貴重なご意見をいただいて、よいものができたのかなと思っております。

今期でございますけれども、ある面では、この支援計画、この辺のところも修正のいろいろなことを論じたということと、それから、新制度、これは平成27年、今年の4月にスタートということでございますが、全てきちんとはまってスタートしたというわけではございません。まだまだこれからというものもございます。

それから、区の既存の事業、その辺のところの見直しというところも出てまいりますので、今期は特にそこら辺のところもいろいろとお示ししながら、いろいろとご意見をいただきたいなというふうに考えてございます。

突っ込んだご意見という形になるのかなと思っております。どうぞ、よろしくお願いいいたします。

【事務局】

どうもありがとうございました

続きまして、委嘱状の交付ですが、時間の都合上、お手元に委嘱状をお配りさせていただいております。机上配付をもって委嘱に代えさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

3 委員紹介

【事務局】

続きまして、本日お集まりの委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

お配りしております名簿の順に、所属、お名前を読み上げさせていただきます。

(氏名読み上げ)

連合東京北地区協議会の星委員なのですが、本日、欠席となっております。

本日、19名の委員中、18名のご出席をいただいております。

東京都北区子ども・子育て会議条例第7条第1項には、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことはできないと定めておりますが、以上のとおり、本日は定足数を満たしておりますことをご報告させていただきます。

4 事務局紹介

【事務局】

それでは、続きまして、事務局の北区職員の紹介を、お配りの名簿順に読み上げさせていただきます。

(氏名読み上げ)

学校地域連携担当課長及び企画課長につきましては、本日、所用により欠席させていただきます。

どうぞよろしくお願いたします。

ここで、資料の確認をお願いしたいと思います。

本日、机上配付させていただきました「次第」の配付資料一覧でございますように、資料は1から4まででございます。

また、本日、子育て応援講演会のチラシのほうを配付させていただいております。もし、不足がございましたら、事務局にお申しつけください。

5 議事

(1) 子ども・子育て会議の運営について

【事務局】

それでは、議事(1)①の会長・副会長選出に移りたいと思います。

北区子ども・子育て会議条例第6条では、委員の互選により選出することとなっておりますが、事務局案といたしましては、第1期に引き続き、岩崎委員と神長委員に、会長、副会長を務めていただきたいと思いますと考えております。

皆様、異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

どうもありがとうございました。それでは、会長は岩崎委員に、副会長は神長委員にお願

いたします。

それでは、会長、副会長からご挨拶をいただき、その後の進行を会長にお願いしたいと思います。

会長、よろしくお願いいたします。

【会長】

座ったままで失礼いたします。よろしくお願いいたします。

この会議では、1期でお世話になりまして、平成25年の7月に第1回がありまして、それから、今年の2月に第10回ということで、およそ1年半にわたって10回の会議、これは親会議ですね。それから、あと、二つの部会もたくさん会を開いていただきました。

そして、北区の支援計画を策定したというわけなのですが、非常にこの会の特徴として、委員の皆さんの活発なご意見をたくさんいただきまして、本当に子どものためにはどうしたらいいのかという気持ちが伝わってくる、そういう議論だったと思います。

そして、事務局の皆さんも、非常に熱心に、毎日遅くまで残業に残業を重ねて計画を策定してくださいまして、この会議の席では厳しい意見もたくさん出たのですけれども、やっとこの計画にこぎつけたということです。

先ほど部長さんからお話がありましたけれども、この子ども・子育て支援新制度がスタートしたわけなのですが、制度はできたのですけれども、今、走り出したばかりということですよ。この制度を生かすのもやっぱり人であるし、そして、みんなで育てていって、直さなければいけない、あるいは修正していった方がいいというところは変えていく必要があるかと思えます。そういう意味で、委員の皆さんに、この2期のほうでも多くのご意見をいただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

【副会長】

座ったままで失礼いたします。よろしくお願いいたします。

通常は養成校の、幼稚園や保育園を目指す学生を指導しております。ここに伺うと、また、別な視点から、幼稚園や保育園、また、子育て支援に携わる方々の話を伺いながら、本当にこれから、新制度が始まったばかりですけれども、まだまだ課題が多いなと思いつつ、私自身も勉強させていただきながらと思っております。

本当に補佐できるかどうかというより、足を引っ張らないように頑張りたいと思っておりますし、また、皆さんで、ここで北区の子ども・子育てに係るいろいろなことを話題にしながら、良い子育て環境をつくっていく、今後の保育教育環境をつくっていくということを、微力ですけれども、皆さんと一緒に目指していきたいなというふうに思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

(2) 子ども・子育て支援新制度及び北区子ども・子育て支援計画2015の概要について

【会長】

それでは、早速、議事に入りたいと思っております。

議事の(1)の②ですね。会議運営規程についてです。資料は1-4です。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

それでは、会議運営規程について、ご説明させていただきます。資料1－4になります。

第1条につきましては、代理人の出席について定めています。

委員名簿の区内団体推薦の方と区職員、関係行政機関の方につきましては、代理出席と発言を認めるものでございます。

第2条は、会議の傍聴について定めています。

第3条は、議事要旨の内容について定めています。

この議事要旨は、発言者の個人名を伏せて、皆様に内容をご確認いただいた後、ホームページで公開させていただきます。

第4条は、これ以外に必要な事項については会長が定めることと、部会を設置した場合には、準用するという規定でございます。

説明は以上です。

【会長】

ありがとうございました。それでは、今、ご説明いただいた資料1－4ですけれども、ご質問がありましたら、挙手をお願いいたします。

この件については、よろしいでしょうか。

【会長】

それでは、次にいきたいと思います。

次に、議事の(2)です。子ども・子育て支援新制度及び北区子ども・子育て支援計画2015の概要について。資料は2でしょうか。

事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

それでは、こちらはカラー刷りになっております、両面で事前に送らせていただいた、こちらの資料2に基づきまして、子ども・子育て支援新制度及び北区子ども・子育て支援計画2015の概要について、ご説明いたします。

まず、「1、子ども・子育て支援新制度の概要」についてです。

お手数ですが、資料の表紙を1枚おめくりいただきまして、上段のシートの5ページをごらんください。こちらに、「新制度ができた背景」と書いてございます。

我が国では、出生率の低下に伴い、急速に少子化が進行しており、子育ての孤立環境、負担感の増加や保育所の待機児童問題、仕事と子育てを両立する環境の整備が必ずしも十分ではない状況などが問題となっております。

これらの課題に対処し、国や地域を挙げて、子どもや家庭を支援する新しい支え合いの仕組みの構築が求められ、そのような中、シート下段になりますが、シート6の記載にございますように、子ども・子育て関連3法が平成24年8月に成立いたしまして、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、幼児期の学校教育・保育や地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することを目的とした、子ども・子育て支援新制度が創設され

ました。

なお、新制度は社会保障・税一体改革の一項目として、消費税率の引き上げによる財源の一部を充てて実施されるものとなっております。

裏面にお進みいただきまして、上段のシート、7ページにお進みいただき、新制度の全体像についてです。

新制度の主なポイントは3点ございます。

まず、1つ目のポイントは、シートの左側に記載がございます、施設型給付と地域型保育給付の創設です。

これまで幼稚園に対する財政措置は学校教育の体系、保育所については福祉の体系として別々になされてきましたが、新制度では、認定こども園・幼稚園・保育所に共通の給付である施設型給付を創設し、財政支援の仕組みが一本化されました。

また、下段のシート8ページに記載がございますように、新たな給付でございます、地域型保育給付を創設し、6歳以上19名以下の子どもを保育する小規模保育などの4つの事業について、財政支援の対象とすることになりました。

続きまして、次ページの上段のシート、9ページにお進みいただき、ポイントの2つ目が認定こども園制度の改善です。

認定こども園は、保護者の就労状況等にかかわらず、そのニーズに合わせて子どもを受け入れ、幼児期の学校教育・保育を一体的に行う幼稚園と保育所の両方の機能をあわせ持った施設です。

今回の制度改正では、認定こども園の類型の一つであります、幼保連携型認定こども園を学校及び福祉施設の両方の法的位置づけを持つ単一の認可施設とし、手続きなどを一本化することなどにより、認定こども園の普及を図ることとしております。

恐縮ですが、前のページの上段のシート7のほうにお戻りいただきまして、新制度全体像のシートになりますが、お戻りいただきまして、ポイントの3点目です。

地域の子ども・子育て支援の充実です。

シートの右側に記載しておりますが、全ての子育て家庭を対象に、地域のニーズに応じた、多様な子育て支援を充実させるため、お示しの13事業を地域子ども・子育て支援事業として法律上に位置づけ、財政支援を強化して、その拡充を図ることとしております。

続きまして、資料を1枚おめくりいただきまして、下段の下のほうのシート14にお進みいただきたいと思えます。

子ども・子育て支援事業計画の策定についてです。

新制度におきましては、基礎自治体である区市町村が実施主体となり、施設型給付等の給付や地域子ども・子育て支援事業を計画的に実施する仕組みとしています。

このため、区市町村においては、地域における需要を把握するための調査を、順次実施し、その需要に対する提供体制の確保等を内容とする事業計画、子ども・子育て支援事業計画の作成が義務づけられました。

北区におきましても、ニーズ調査を実施し、子ども・子育て会議でのご審議を通じて、さまざまな視点からご意見をいただきながら、平成27年3月に、「北区子ども・子育て支援計画2015」を作成いたしました。

次に、「2、北区子ども・子育て支援計画2015」について、ご説明いたします。

資料を1枚おめくりいただきまして、上段のシート17にお進みください。

計画の位置づけについて、でございます。

この計画は、「子どもの笑顔 輝く北区 家庭や地域の元気が満ちるまち」という基本理念のもと、家庭をはじめ、関係機関が相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育てを推進するための北区の取り組みとして位置づけています。

また、北区の子育て施策の総合的な計画として策定するもので、国の次世代育成支援対策推進法による市町村行動計画である「次世代育成支援行動計画」と子ども・子育て支援法による「子ども・子育て支援事業計画」を二つの柱として構成しています。なお、計画期間は平成27年度からの5年を計画期間としております。

続きまして、この資料の裏面の下段にお進みいただきまして、シート20とあります。

次世代育成支援行動計画についてです。

こちらでは、体系図をお示ししていますが、本計画の基本理念の実現を目指すため、5つの施策目標を設定し、その下に個別目標を設けています。さらに、個別目標の下に、それぞれ個別事業を設定しているという構成になっております。

次に、次ページの下段、シート22にお進みいただきまして、子ども・子育て支援事業計画についてです。

この計画の構成ですが、シートにお示しのとおり、大きく分けて二つに分かれています。

一つ目は、(1)でお示ししている幼児期の学校教育・保育です。

就学前児童の教育・保育の量の見込みと確保の方策について計画をしています。

具体的には、計画の冊子をご覧いただきたいと存じますが、保育に関しましては、国、東京都と同様、北区といたしましても、平成29年度末には待機児童がゼロになるということを目指した計画としています。

次に、二つ目が(2)でお示ししている地域子ども・子育て支援事業です。

こちらは、地域の子どもの子育て支援を充実していくために、各地域の実情に応じて取り組むというようにされている事業です。13事業がございます。

①の「利用者支援事業」といいますのは、新制度で新たに提唱された事業となっております。そして、②から⑩までの事業につきましては、既に北区で取り組みを進めている事業でございますが、中身によりまして充実していくといった方向性を示しているものです。そして、⑫と⑬の事業についてですが、こちらも新制度で新たに提唱された事業となっております。

次に、資料を1枚おめくりいただきまして、下段になります、シート26にお進みいただきたいと思っております。

「計画の推進に向けて」というシートです。

まず、計画の推進体制ということですが、まず、次世代育成支援行動計画についてですが、計画の進捗を把握するため、主な取り組み事業には目標値を設定し、各課において点検・評価をするとともに、副区長を本部長とする「子ども」・かがやき戦略推進本部等において計画の進行管理及び評価を行うこととしております。

次に、子ども・子育て支援事業計画についてですが、子ども・子育て会議におきまして、毎年度、子ども・子育て支援事業計画に基づく施策やその他の地域における子ども・子育て支援施策の実施状況等について点検・評価を行い、必要に応じて見直しをすることとしております。

なお、計画内容と実態に乖離が生じた場合は、計画の中間年を目途に計画の見直しを行うこ

ととなっております。

続きまして、「3、子ども・子育て会議」についてご説明いたします。

裏面にお進みいただき、シートの28にお進みください。

子ども・子育て会議の役割についてです。

まず、位置づけについてです。子ども・子育て支援法の規定により、基礎自治体には地方版の子ども・子育て会議の設置が求められており、北区においては、平成25年7月に子ども・子育て会議条例を施行し、区長及び教育委員会附属機関として、東京都北区子ども・子育て会議を設置しました。

次に、審議事項についてですが、シートの中段に四角で囲んでおります（1）から（4）の4つを審議することが定められております。

続きまして、次ページの上段、シート29。同じく「子ども・子育て会議の役割」という題名がついています。こちらにお進みください。

今後の子ども・子育て会議の役割についてです。

先ほどの子ども家庭部長の挨拶にもありましたが、今後は子ども・子育て支援施策の実施状況を審議いただくなど、継続的に計画の点検・評価の見直しを行っていただく役割ですとか、子ども・子育て施策のさらなる推進に係る事項をご審議いただく役割が期待されております。

なお、このシートの下段には、今年度の予定を記載させていただいております。平成27年度は、今回を含めまして、3回の開催を予定しております。

また、議題案についてはお示しのとおりになりますが、議題につきましては、委員の皆様からのご提案を反映させていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、参考としまして、「北区の現状」ということで、北区を取り巻く現状を示すデータをご紹介します。

資料の裏面にお進みいただき、下段のシート32にお進みください。

児童数についてです。

0から14歳までの児童数の推移を見ますと、年々増加傾向にございます。平成27年4月1日現在では、33,926人となっております。特に0から5歳児の人口増加が著しく、平成27年と平成23年の比較では1,552人増加しております。

続きまして、次ページの上段のシート33にお進みいただきますと、0歳から5歳までの年齢別の推移です。

全体では、平成24年以降、400～500人程度の増加となっております。また、平成27年と平成23年の比較では、0歳、1歳児の増加が顕著になっています。

次に、裏面にお進みいただき、上段のシート35にお進みいただきまして、保育所待機児童数についてです。

平成27年4月の待機児童数は160人と、前年に比べて91人増となっております。

なお、平成26年までは、預け先が見つからずに育児休業を延長した人を待機児童に含めておりましたが、平成27年1月に国の通知があり、保護者が育児休業中の場合については待機児童数に含めないことができるとの項目が新たに加わったことから、育休を延長した人については、今回から待機児童に含めないこととしております。仮に、昨年までと同じ考え方でカウントしますと、待機児童数は56人増えて、216人となります。

また、待機児童数が増加した要因としましては、0歳から5歳の就学前児童人口が増加、特

に1歳児が増加していることですか、保育ニーズが高まっていることが大きく影響していると考えております。

なお、北区では、このような状況を受けまして、今回、待機児童が多かった王子東地区、滝野川西地区への緊急対策として、小規模保育事業の事業者の誘致を決定し、現在、公募及び事業者の選定作業を行っております。

最後になりましたが、大変恐縮ですが、資料に一部訂正がございます。

資料の後ろから2枚目の裏面のページですが、合計特殊出生率のページです。

こちら、平成25年の北区と東京都の出生率の数値が逆に記載されております。青線の北区の数値が1.18、赤線の東京都の数値が1.13となっておりますので、お手数ですが、訂正をよろしく申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

以上、駆け足でのご説明となりましたが、私からの説明は以上とさせていただきます。

【会長】

ありがとうございました。ただいま、資料2に基づいて、新制度、それから支援計画についてご説明いただきましたけれども、何かご質問がありましたら、お願いいたします。

【委員】

一点、ちょっとお聞きしたいのですが、北区の現状の中で、0から14歳の児童数が増加傾向にありますね。この増加している要因というのは、北区さんの方では、例えばファミリー層の世帯数が増えているとか、その辺の事情というのは把握していらっしゃるのでしょうか。ちょっとだけ確認したいと思います。

【事務局】

そうですね。正確な分析結果が出ているわけではないのですが、北区の人口の推移としましては、ここ数年は高齢者人口が引き続き増加しているものの、転入者数ですとか、出生数の増加により年少人口が増え続けています。最近では生産年齢人口も増加している傾向にあるというような傾向がございます。

こちらは我々北区が優先課題として掲げております、「子育てするなら北区が一番」の試みの推進の結果ではないかというような形ですけれども、詳細な分析については、引き続き行っている最中という状況でございます。

【委員】

分かりました。すみません、ありがとうございます。

【会長】

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

既にいろいろご存じの方も多いかもかもしれませんが、新たに委員に加わっていただいた皆さん、いかがでしょうか。

【委員】

すみません、質問ではなくて、意見でもいいですか。

待機児童が3歳未満で多いということで、地域型保育を含め、充実させていくというお話だったと思うのですが、地域型保育というのは小規模保育で、0、1、2歳までが対象と認識しています。預ける側といたしましては、2歳で終わってしまった後はどうなるかというのがすごく気になるところで、その時点で別の認可保育園に転園できるのか、そこは家から遠いのか近いのか、延長保育はあるのかないのか、また、（保育園に入れずに）幼稚園に通う場合は今までどおり仕事ができるのか、そのような状況で仮に第2子が生まれたら2カ所に送り迎えが発生することになる等、1年後、2年後の見通しが立ちにくいというのがやっぱり厳しいなと思っています。ただ、現状、0、1、2歳の枠が足りないというのはもちろん事実なので、そこに対するアクションとして、地域型保育の拡充は非常に有効だと思っています。ただ、実際にどういうところに預けたいかというのを考えると、やはり子どもにとっても、年度末のタイミングで、ある程度の年齢の子が、小規模の保育園から大きい保育園に変わるというのは、それなりのインパクトがあると思いますし、母親、父親もそれにつぎ合っただけで4月は仕事をセーブしなくてはならないかもしれないとか、いろいろ不安があるのも事実です。ですので、この0、1、2歳に向けた対策はすごく有効だと思うのですが、それで待機児童数が解消したからといって、満足できているか、北区で2人目、3人目を育てられるというふうに見えるかというのはまたちょっと違うなと思うので、このような状況やニーズも踏まえつつ、地域型保育とそれ以外の認可保育園の拡大の割合等を検討いただけたらと思います。

【会長】

はい、ありがとうございます。今のご意見に対して。

【事務局】

貴重な意見、どうもありがとうございます。

北区の保育所制度の基本的なスタンスとしましては、こちらの計画のほうにも書かせていただいていることですが、基本としては、0から5歳の認可保育所の整備を基本とさせていただきながら、やはり委員がおっしゃるとおり、3歳児以降の対応というのは課題だとは思っておりますので、小規模保育事業につきましても、緊急的な対応というところの一つの観点も持ちながら、3歳児以降の対応でも、意識して整備を進めることも考えていかなければいけないかなと思っておりますので、現状では、基本的には0歳から5歳の保育所というのを、北区としても基本的にはそれを意識しながら、緊急対策としてやっているような状況というのをちょっとご報告させていただきたいと思います。

貴重な意見、どうもありがとうございます。

【会長】

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

よろしいですか。皆さん、よろしいでしょうか。

(3) 保育園等の保育料改正について

【会長】

ありがとうございます。それでは、次にいきたいと思っております。

あとは、5の(3)です。保育園等の保育料改正について。これは資料3になります。
それでは、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

それでは、保育課長のほうからご説明させていただきたいと存じます。

私からは、平成27年4月以降の保育料改正の概要についてご報告させていただきます。資料3-1と3-2をお願いいたします。

まず、1番目の要旨でございます。

子ども・子育て支援新制度開始に伴いまして、利用者負担の基準が所得税から住民税に変更され、小学校就学前子どもが世帯に2人以上いる場合は利用者負担の上限額を減額することとなり、第2子は減額、第3子以降は無料となりました。

また、応能負担の観点から、3歳以上で一律となっております保育料額を見直すとともに、高所得世帯層の保育料額の階層区分を新設することとあわせて、未婚のひとり親家庭に対しまして、寡婦(夫)控除をみなし適用し、経済的な負担軽減を図ることといたしまして、条例を改正させていただいたところでございます。

2番目の「内容」でございます。

(1) 多子軽減についてです。

この改正につきましては、第1回臨時会で専決処分の報告をさせていただいた内容でございます。4月1日より、該当の方につきまして適用させていただいてございます。

平成27年3月までは、同一世帯から同時に2人以上の児童が認可保育園に在籍している場合は、第2子以降は階層に応じまして3割から5割を減額することとしておりましたが、平成27年4月、子ども・子育て支援新制度の開始に伴いまして、小学校就学前の範囲内で対象施設に在籍している場合、第2子は現行どおり、第3子以降は無料と、そういった取り扱いになってございます。

対象施設、保育料につきましてはお示しのとおりとなります。

恐れ入ります、次の(2)から(4)までの内容でございます。

こちらの適用につきましては、子ども・子育て支援新制度では、毎年9月が保育料の切り替え時期となりますので、これに合わせて、9月1日といたしております。明日から新しい制度で保育料の改定が行われるということでございます。

(2) 上位階層の保育料の細分化です。

3歳以上のお子様につきまして、所得の高い世帯の保育料が同じ金額となっておりました。その部分の保育料を細分化いたしまして、応能負担を求めていくものでございます。

(3) の最上位の階層の新設でございます。

こちらにつきましては、現行の階層設定におきまして、区民税所得割額481,600円以上の世帯である階層を複数階層に分けて保育料を設定したものでございます。

(4) みなし寡婦控除の適用です。

未婚のひとり親家庭を寡婦(夫)世帯といたしまして、寡婦控除をみなし適用し、負担軽減を図るための規定を条例の施行規則に追加させていただきました。

3の「条例改正及び周知方法等」につきましては、お示しのとおりでございます。

恐れ入りますが、裏面のところでございますけれども、子ども・子育て支援新制度のパンフ

レットからちょっと抜粋させていただいたものですが、多子世帯の保育料の軽減、新制度では毎年9月が保育料の切り替え時期になること、また、公定価格のイメージについて、資料をお示しさせていただいております。

また、もう一つの資料でございます。資料3-2です。

こちらにつきましては、現在の在園児の保護者様宛てに配付してございます「保育料改定のお知らせ」です。A3の用紙を4ページの構成で、今回の条例改正の内容につきましてご案内をしております。

1ページ目が、4つの、今申しました改正内容のポイントをお示ししております。

2ページ、3ページ目は、9月1日から適用となります保育料と延長保育料の基準額表をお示ししております。

この会議用に網掛けをしているものでございまして、階層区分の、これは左側をご覧いただけるとお分かりになると思いますけれども、階層区分AからD13までが上階階層の保育料の細分化により改正した箇所をお示ししております。

また、D24からD26が新たに最上位の階層を設置した箇所であります。

4ページ目は、多子世帯、未婚ひとり親家庭の方が減免を受ける際の手続きを掲載させていただいております。

詳細につきましては、後ほど、ご覧いただければと思います。

報告は以上です。

【会長】

ありがとうございました。今、資料3-1と資料3-2に基づいてご説明いただきましたけれども、何か、ご質問がありましたら、お願いします。

【委員】

いいですか。すみません、資料3-1の裏に書いてある、多子世帯の保育料の軽減のことについてちょっと疑問があるのですけれども、例えば、私は、今、保育園の2歳児と4歳児がいるのですね。そういう場合は、多分、第1子が全額で、第2子が半額で、今、保育園に預けている状況なので、2年後、上の子が小1に上がって、下の子はまだ保育園の場合、例えば、第3子を授かったとして、第2子を幼稚園に預けて、何年か後になって一番上の子が小3になって、第2子が幼稚園になって働き始めたとします、そういう場合の保育料はどうなるのかなとちょっと思ったりとかするので、保育園と幼稚園を半々に使っている場合のお子さんの世帯がいると思うのですね、中には、そういう場合の保育料はどうなるのかなと、ちょっと私は見ていたのですけれども分からなくて、そういうのは今後どうなっていくのか、教えていただけたらと思うのですけれども。

【事務局】

ここの表は幼稚園A世帯というものと、保育所B世帯ということで、2つお示ししてございます。それで、まずは保育所のこのB世帯をご覧いただきますと、この多子世帯の保育所の軽減される範囲が0歳から小学校に入るまで、要は未就学の世代、年齢までということでございまして、この間におさまっている限りは、第1子のお子さんにつきましては全額、第2子につ

きましては半額、第3子については無料となりますが、この第1子のお子さんが小学校に就学された場合につきましては、ここのB世帯につきましては、第2子の方が第1子というカウントになりまして、保育料については全額になります。第3子の方が今度は半額と、そういった対象になる、そういった見方になります。その辺がちょっと分かりにくいといえれば分かりにくいところなのですが、幼稚園世帯と保育所世帯ということで分けさせていただいているところ

です。
それと、あと、年齢の幅につきましても、幼稚園世帯で申し上げますと、3歳から10歳までというような形になっておりまして、そういったところで世代の幅というのはおよそ同じような形で、幼稚園と保育所という形で整理させていただいている国の制度でございます。

【委員】

そうしたら、幼稚園と保育所を併用している場合はどうしたらいいのですか。

【事務局】

併用されている場合は、例えば保育所世帯の中で、第1子の方が幼稚園という場合で、それ以降、第2子、第3子の方が保育園の場合につきましては、第2子については半額、第3子については無料と、そういうふうなカウントになります。

【委員】

ありがとうございます。

【会長】

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

【事務局】

すみません、今のところで少し補足させていただきますけれども、第1子の方が、例えば3年生未満で、第2子の方が4歳とか、5歳で幼稚園に入りました。第3子の方が2歳とか1歳で保育園に入ったというふうになった場合、幼稚園に行っているお子さんは半額になります。今度、幼稚園のほうの保育料が半額になるということでございます。

第3子の保育園に行っていらっしゃる子は、保育園は0歳から5歳の6段階の階層で見ますので、半額になるというような、そういうような階層になってまいります。

【委員】

そうしたら、小3の子が第1子だとして、第2子が5歳だとして、3歳の子をもし保育所とか幼稚園かどちらかに入れた場合は、幼稚園に入れないと無料にならないですよ。保育園に入れたら無料にならないですよ。そういうことなのですね。

【事務局】

そういうことになります。

【委員】

はい、ありがとうございました。

【会長】

ありがとうございます。今のは大事なところですよ。なかなか難しいですね。分かりにくいですね。

他に、いかがでしょうか。

【委員】

ちょっと認可保育園のこととは違うかもしれないのですが、今、認証保育園の補助として一人当たり月額15,000円の補助が出ていると思うのですが、それは第2子だから例えば2万円になるとか、認証保育園に行っている方の補助金について、この第2子、第3子というのは現状のままなのか、その辺をお聞かせください。

【事務局】

現状については、認証保育のところをご利用されている方は、今、委員からご紹介がありましたとおり、15,000円の補助が出ているということで、減額の対象については、範囲に含めて、そういった運用になります。

ですから、保育料として減額という対象ではなくて、これまでどおり、認証保育園をご利用になっているご家庭につきましては15,000円の補助ということになりまして、そこに通っているお子様が第何子であっても、第1子、第2子の中にカウントしていく、そういった取り扱いです。

【委員】

それは、今後、拡張するお話とかは出ていたりするのですか。

【事務局】

今のところは、そこまでの計画はないということです。

【会長】

ということは、今のご説明ですと、認証保育所の場合はここに書かれていることとは異なるという理解でよろしいですね。

他にいかがでしょうか。

【委員】

お世話になっております。

質問なのですが、資料3-2の4ページのところで、提出するものの欄のところで、「住民票が北区外の場合に提出」という項目があるのですが、これは、北区に住んでいるけれども住民票が北区外なのか、それとも、区外から通われている方なのか、一緒なのか。あと、もし例えば幼稚園と保育園でどのぐらいの割合で区外から通われている方がいるのか、

わかれば教えてください。

以上です。

【会長】

それでは、事務局、お願いします。

【事務局】

住民票につきましては、北区に転入されるとか、そういったところの想定をしているというところがございます。

あと、区外から北区に入所調整でお見えになっている方、また、北区から近隣に行っているおさんはいらっしゃるのですが、ちょっと人数については、今、資料を持ち合わせてございません。申し訳ございません。

【会長】

ありがとうございます。他に、どうぞ。

【委員】

保育料の基準額の表についてちょっと教えていただきたいことがあるのですが、こちらには標準時間の保育料と短時間の保育料が、あまり差がないことに少しびっくりしたのですが、標準時間というのはフルタイムの方を対象としていて、短時間保育というのはパートの方々が対象になってくるかと思うのですが、そういった場合に、保育料もあまり差がなく、逆に、短時間保育されている方が延長保育をした方が、標準時間の方よりも保育料が高くなってしまふという逆転現象が生じるかと思うのですが、そのあたりを、保育料の基準額を設定する際に、何か背景といいますか、こういったあまり差がないような形にした背景があるのかどうかということをお願いできればと思います。

【事務局】

短時間と標準の部分につきましては、区としてもちょっとどうなのかなと正直思っているところがあるわけなのですが、フルタイムでお勤めされている方が、これまでの11時間開所の中での8時間という想定で、短時間についてはパート等を想定されているということで、国から示されている中身でございます。

それで、区としても一番はがゆいといいますか、運用上ちょっと頭を痛めるところが、短時間を選択されていて、延長になってしまう方が、どうしても勤務の都合でとか、ローテーションの関係で出てきてしまうケースもやはり見られておまして、その場合はどうするのだというのがありまして、やはり、運用といたしましては、勤務の実態に合わせて標準のほうに切り替わりをしていただいている例もございます。

そういった形でよろしいでしょうか。

【委員】

はい。ありがとうございました。

【事務局】

すみません、先ほどの、区内でお預かりしている他区のお子さんの部分と、北区から他区にお願いしているお子さんの数が分かりましたので、ご報告させていただきます。

他区から北区に預かっているお子さんが、近隣の板橋区、足立区、豊島区等なのですけれども、145名いらっしゃいます。それで、逆に、北区から他区にお願いしているのが、やはり近隣ということで、板橋区、荒川区、豊島区となりますけれども、41名というような数字になってございます。

以上です。

【委員】

それは、保育園ということでもいいですか、この数は。

【事務局】

はい、保育園でございます。

【委員】

すみません、ありがとうございます。

【会長】

ありがとうございました。他に、ご質問はいかがでしょうか。

【委員】

分からないので、お伺いするという形で、すみません。

ちょっと不勉強なもので、もしかしたら、皆さん分かっていることかもしれないのですけれども、ちょっと一点お伺いして確実にしておきたいのですが、資料3-1の裏のところに、どなたかもおっしゃっていたのですけれども、幼稚園の場合は何とかとか、保育所の場合は何とかというところを見ていて思ったのですけれども、この場合の「幼稚園」というのは区立の幼稚園のことを指しているのですか。私立の幼稚園は含まれない、区立幼稚園もしくは、その制度に則った形の幼稚園を指しているということではよろしいですか。

【事務局】

この多子軽減のところではよろしいですかね。

こちらの部分は、公立、私立、両方分でございます。

【委員】

ありがとうございます。

【会長】

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

資料3についてはよろしゅうございますか。事務局の方からですか。

【事務局】

今のご質問にちょっと補足ですけれども、新制度の場合に、新制度に入られた幼稚園というのは保育料の部分が変わってきますから、それは理解できるかと思います。

いわゆる旧制度の私学助成をそのままという幼稚園はいっぱいありますから、そちらの場合、就園奨励費という形で、逆に補助がありますので、結果的には、それで多子軽減ですとか、それは同じような形で半額なり、無料になるという形でございます。

【委員】

ありがとうございます。

【会長】

ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

では、資料3-1と資料2については、よろしいでしょうか。

(4)「東京都北区立認定こども園検討委員会」の検討状況について

【会長】

では、次にいきたいと思います。

(4)です。「東京都北区立認定こども園検討委員会」の検討状況について。資料は4になります。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

それでは、教育改革・教育支援担当副参事の私よりご報告をさせていただきます。

なお、この検討委員会ですけれども、平成26年10月の第9回子ども・子育て会議で、区立幼稚園の今後の方向性について答申をいただきました。

その中の区立幼稚園の縮減にあたっては、就学前教育のさらなる充実を図るとともに、区民ニーズにも積極的に応えるため、幼稚園機能・保育園機能、地域の子育て支援機能をあわせ持つ認定こども園への移行について、積極的かつ計画的に取り組むべきであるとされたものを受けたものでもございます。

資料に基づいて、報告をいたします。

「1 検討経緯」です。

就学前教育・保育の充実や待機児童の解消に資するため、平成29年4月にモデル開設する「区立認定こども園」の設置場所や運営方針等を検討する「東京都北区立認定こども園検討委員会」を今年度設置して検討を行ってまいりました。

4月30日に第1回検討委員会を開催いたしまして、これまで計4回の検討委員会を実施してございます。認定こども園の設置場所（移行する区立幼稚園）を中心に、連携する保育園、給食の提供方法（自園調理か外部搬入か）及び保育料等の検討を行っております。

主な意見といたしまして、「就学前教育・保育のさらなる充実を図ることが必要である」、

「認定こども園を開設することで待機児童解消につながる必要がある」、「混乱なくスタートするために、最初は小規模で始めたほうがよい」、「現状の教育・保育環境やサービスを引き下げないことが重要である」、「食の安全・安心や食育等の面からは自園調理が望ましい」などの意見がございました。

「2 これまでの確認事項」でございます。

平成29年に設置する認定こども園は、現さくらだ幼稚園の場所に幼保連携型認定こども園として開設いたします。

1号認定子ども（4歳以上）と2号認定子ども（3歳以上）を対象といたします。給食は、桜田つぼみ保育園で調理し、認定こども園に提供いたします。

1号認定子どもの保育料につきましては、他区の区立幼稚園保育料等を参考に検討してまいります。

「3 検討委員会で今後審議予定の項目」です。

認定こども園としての職員配置や他の五つの区立幼稚園の今後の方向性について、引き続き、検討してまいります。

今後の予定についてはお示しのとおりでございます。

以上、ご報告いたしました。

【会長】

ありがとうございます。続いて、補足説明があるようですので、事務局から説明をお願いいたします。この資料はないですね。

【事務局】

すみません、学校支援課長でございます。それでは、資料はちょっとお手元にご用意されていないのですが、補足説明といたしまして、区立幼稚園の保育料見直しについて、口頭でさせていただきたいと思っております。

はじめに、区立幼稚園保育料改定の考え方といたしましては、先ほど、説明のありました保育園の保育料のほか、新制度に移行しました私立幼稚園保育料の実態、これらを踏まえまして、3つの考え方に基づいて、区立幼稚園保育料について見直しを行っていきたいというふうと考えております。

1点目でございますけれども、長期間据え置いた幼稚園保育料額の見直しということですが、

昨年までは、区立幼稚園保育料につきましては、所得の状況にかかわらず、同一の教育サービスを提供する応益負担、この考えのもとで教育使用料として徴収してきました。

したがって、所得の差による応能負担の金額設定ではなくて、特に生活困窮者などの事情のある方に対する配慮といたしましては、入園後に減免措置の対応を行ってきたところでございます。

しかし、子ども・子育て支援新制度を今年度から開始しましたので、応能負担という形で条例の方は見直しました。ただし、保育料につきましては、新制度に移行する混乱を避けるため、見直しは行っておりません。

区立幼稚園の保育料につきましては、実際に平成4年に5,000円に改定してから、20年以上の間、据え置いてきたため、実勢に合わせた改定を行っていきたいということでございます。

2点目でございますけれども、他の特別区の幼稚園保育料との均衡を図りたいということがございます。現状、北区の保育料は、月額5,000円で、8月は徴収しておりません。

23区の区立幼稚園保育料と比較しても、下の方の低い保育料となっております。

他区を参考に申し上げますと、高い方でいきますと、世田谷区、豊島区が10,900円、あと、お隣の板橋区、こちらは、最高額ですけれども、18,700円。近隣区でいきますと、近いところなのですが、荒川区が7,500円、文京区が9,820円、台東区が6,800円というような形で、いずれの区も、北区より高くなっているということでございます。

3つ目でございますけれども、区立幼稚園運営経費の中に占めます保護者負担額の割合です。先ほども申し上げましたが、平成4年に保育料改定を行って以降は区立幼稚園の保育料の見直しをしていなかったため、認可保育園の保育料との乖離が生じております。その解消を図ることを考慮して検討していきたい。

以上、3点の考え方に沿って、見直しを検討したいというふうに考えております。

ただし、改定に伴う保護者負担、これの軽減についても図っていきたいというふうに思っています。保育料の見直しにあたりましては、複数年かけて段階的に引き上げるということをしていきたいというふうに思っております。また、あわせて、入園料につきましては、徴収しない方向で検討していきたいというふうに思っております。

最後に、今後の予定になりますけれども、保育料の見直しの検討が固まりましたら、北区議会の方に諮りまして、その後、現在、在園中の保護者の方への説明でありますとか、来年度入園予定される保護者の方への通知等々で丁寧に知らせていきたいというふうに思っております。また、あわせて、北区のホームページでも広く周知していきたいというふうに考えております。

補足説明は以上でございます。

【会長】

はい、ありがとうございました。今、資料4に基づいて、認定こども園の検討委員会の検討状況についてのご説明、それから、もう一つは、区立幼稚園の保育料見直しの件で三つの理由から保育料を見直すと。

平成4年から5,000円だった保育料をずっと据え置いてきたものを、先ほどの三つの理由から検討して、改定をしたいということですね。

いかがでしょうか、今の、大きく二つのご説明に関して、ご質問等がありましたら、お願いいたします。

【委員】

はい、説明、ありがとうございます。

一点、値上げする場合には、私立幼稚園の保育料も考慮してください。他区の公立幼稚園の保育料だけで判断するのではなくて、公私間格差ということも非常に大きくかかわる問題だと思います。私立の幼稚園の場合、入園料は、今、全園で取っております。公立の幼稚園は入園料を廃止するという今の発言もすごく気になる場所ですので、私立の保育料も考慮して、値上げのときには判断材料にさせていただけたらと思います。よろしく申し上げます。

【会長】

ただいまの委員のご質問といたしますか、ご意見に対して、何かありますでしょうか。

【事務局】

はい、ありがとうございます。当然、区立幼稚園は新制度に移行しておりますが、私立幼稚園で移行した私立幼稚園もございます。そちらの保育料をしっかりと、参考にしていきたいというふうには考えております。

また、入園料についての考え方でございますけれども、国のほうで示していますQ&Aで、入園料については、基本的には保育料とともに教育に要する費用を賄うために徴収しているものと考えられますし、新制度では教育・保育に要する費用の対価として利用者に負担を求める費用は、原則として、所得段階に応じて市町村が定める利用者負担額を毎月徴収することにより伴うことが基本となりますというふうに言っております。こういったことで、入園料については取らない方向で考えているところでございます。

ただ、国は、決して取ってはいけないと言っているわけではございません。しっかり入園料を取ることにについて保護者の方に理由等を説明して、そういった場合には取ってもいいということも言っております。その辺も含めて、今後、検討させていただきたいというふうに考えております。

【会長】

はい、ありがとうございました。よろしいですか。

【委員】

認定こども園の計画についてご報告いただいたのですが、認定こども園が、これから将来的に、要するに、小規模保育所とか、つぼみ保育園の0～2歳で保育を終了して卒園される保育園の、出た後のお子さん方の保育を継続するという形の、一つの形として子育て解消策の一助になればよろしいかなと。

今年度、本当に私どもの保育園でも3歳児の入園希望の方が大勢いらっちゃって、非常に、今、待機児童解消の0歳は本当に、「保活」という言葉があるように、お母様方が子育てをして、有給が終わってから復職するときに、お子さんを預けないと復職できないから、そのためには0歳児から、小さい学年のうちから預けたいというふうな気持ちを持っていらっしゃるのがほとんどだと思うのです。

できれば、やっぱり1歳ぐらいまでは子育てしたいのだけれども、そのところでやっぱり復職するときの保育園に入れにくいリスクというものが出てきているというのが現状ではないかなというふうに考えておるのです。

そのためには、やっぱり安心して、お子さんをお預かりできる、今の北区の保育園の整備状況というのは、本当にここ数年来、23区の中でもずっとトップだったのです。100人、200人、300人、400人というのをここ5年以上続けてやっていらっしゃるから、東京都の23自治体の中でも非常に取り組んでいらっしゃるというふうなお話が他区の方からも出ているというのが実際なのです。

ただし、それ以上に、転入者とか、それから、あと、潜在的な保育需要というものがございますので、応募数が大きくなっているというような現状だと思うのです。

そういうふうなことに對して、子育て分野の政策があったり、小規模保育所の増設とか、そういうふうな施設で0～2歳の小さいお子さんをお預かりする政策を進めていらっしゃるところもあろうかと思ひます。

でも、そこから先に、3歳以上をどうするのという、今、委員の方からご質問があったように、本当にお母様方は真剣にそういうふうなところをお考へになつていらっしゃるのです、では、公私立の認可保育園でそのところをちゃんと受け入れができるかという、爆発的に受け入れ数を増やすということはちょっと難しいと思ひます。保育面積の関係とか、施設の関係もござひますし。

やっぱり、そんなときに、認定こども園のほうでも、そういうようなところの一端を担つていただく、また、区立幼稚園の認定こども園のほうに移行していつていただきたいという意見を私は昨年の検討会で申し上げたと思ひますけれども、そういうふうな部分でも、子育て支援の担当をしている認定こども園の整備というのは重要な課題も含まれてくるのではないかなというふうに考へておりますので、ぜひ進めていただいて、そういう子育て支援の3歳児以上のお子様を受け入れるというふうなところでも、やっぱり頑張つていただきたいなという気持ちでおります。

【会長】

ありがとうございます。今の委員のご発言に對して、何かありますか、事務局。
他にご質問、あるいはご意見等はいかがでしょうか。

【委員】

私は、今、保健師をやつていまして、新生児訪問をやつております。北区で、今日も日中回つてきたのですけれども、やはり新しいマンションが建つとそこにご夫婦がいらつちやつて、子どもを産んで、そして北区で産み育てていこうという方がすごく多いのです。なので、やっぱり「子育てするには北区が一番」というフレーズは、皆さん、すごくよかつた。あと、高校まで医療費が無料とか、そういうことに惹かれて、皆さんが来て、ここで子育てをしていこうと決めて住んでいる方が訪問していると本当に多いのです。

そういった中で、確かに保育園に0歳児が入れるかとか、去年までは保育園の待機児童数が69人だったのですよね。それを見て、北区なら入れるのではないかという希望を持っていらつちやつた方もいらつちやる。ただ、平成27年度にちょっと増えてしまつていて、入れると思つて来たのにちょっと違ふみたいな感じの声もやっぱり聞かれています。

でも、やっぱり北区に希望を持って来たご家族たちに、これからも希望を持って北区に住んでいただきたいなと思ひますので、頑張つていけたらなと思ひますところなのです。

すみません、ちょっと保健師をやつていて、すごくそういうところを感じたので、ちょっと一つの意見として言わせていただきました。

【会長】

ありがとうございました。

【委員】

すみません。さくらだ幼稚園の認定こども園について、ちょっと確認だけなのですが、1号認定子どもと2号認定子どもの定員数の枠を教えていただけたらと思います。

【事務局】

まだ予定ではございますけれども、2号認定の子から先に申し上げますと、3歳、4歳、5歳が各30名ずつで、1号認定の子は4歳、5歳ですので、30名ずつを今のところは予定しているところでございます。合計ですと、およそ150名になるかなというふうに考えております。

【委員】

申し訳ございません、もう一つお願いいたしますが、そうした枠の中で、例えば1号認定のお子様で、お母様が働きに出て、次に2号認定にしたいなということも十分起り得ることですし、例えば2号認定のお母様が仕事をやめられて、1号認定のほうに変わることも十分、それは枠内では起こる可能性があると思いますが、私立幼稚園の立場から言いますと、2号認定の3歳児さんの1号認定だけはやめていただきたいということだけお願いをしておきますので、よろしく申し上げます。

【会長】

いかがですか。事務局の方から。

【事務局】

今後の運営につきましては、まだ詳細が決まっておりませんので、ご意見として受けとめさせていただきますと思います。

【会長】

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

【委員】

意見を述べさせていただきたいと思います。

1期のときの子ども・子育て会議の中で、区立幼稚園は区の教育のスタンダードとしてとても大事な役割を担っているという話が出まして、自分の子どもが3人、区立幼稚園にお世話になっている私としても本当にしみじみそう思います。

他の5つの区立幼稚園の今後の方向性はまだまだこれから審議ということなのですが、送っていただいた資料の「きたくのようちえん」という冊子の中の4ページに、北区内の幼稚園マップが載っているのですが、こちらを見ますと、6園の区立幼稚園が紫色で字が書いてあるのですが、それほど大きな駅のすぐそばでもなく、個人的には、もうここしか幼稚園がないというところにあるかなと思うので、全てが認定こども園にできるほど規模が大きくないか、建て替えが難しいという環境にある幼稚園もあるので、ぜひとも区の教育のスタンダードとして、認定こども園にならなくても、区立幼稚園として存続をぜひお願いしたいと思います。以上です。

【会長】

ありがとうございます。今の委員のご意見に対して、いかがでしょうか。

【事務局】

昨年子ども・子育て会議で諮問しました答申の中で、区立幼稚園については、「今後は認定こども園への移行を積極的に進める」ということと、「縮減についても図っていく」というふうに触れられております。ですから、現状の6園を残すというのは難しいというふうに考えていまして、今後、さくらだ幼稚園については認定こども園という形で決まりましたけれども、他の5園については、今後、検討してまいります。

そういった中で、区立幼稚園として残すというよりも、認定こども園として変えていきながらも、北区の幼児教育については、やはり今までのノウハウもありますし、実績もございますので、認定こども園として引き継いでいきたいというふうに考えているところでございます。

【会長】

他に、ご質問等はどうぞでしょうか。
よろしいでしょうか。

(5) その他

【会長】

それでは、もう一つ、事務局の方から補足させていただきたいことがあるということです。

現在検討中の「ゆりかご・とうきょう事業」の取り組みについて、報告をさせていただきたいということです。

これは、「(5) その他」ではなくて、この5番目の位置づけでよろしいでしょうか。
では、お願いします。

失礼しました。これは「(5) その他」の方でやりたいと思いますので、今は議事の4番目でしたね。この前の検討委員会の件と、それから、区立幼稚園の保育の見直し、この2点についてご説明いただいたわけなのですが、これらのことについて、他にいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、4番目を終わらしまして、5番目、「(5) その他」にいきたいと思いますが、それでは、事務局からご説明をお願いいたします。

【事務局】

健康福祉部長でございます。ペーパーはございませんので、口頭で報告をさせていただきます。

北区は、9月の補正予算で年度途中からスタートする事業について審議をすることになっておりますけれども、その一つの事業として提案しているものがございますので、その部分についてのご説明でございます。

東京都が平成27年度の予算で新たな補助制度をつくりまして、出産・子育て応援事業「ゆりかご・とうきょう事業」というものですが、それを活用して、仮称ですが、「北区版ゆりかご・とうきょう事業」を実施するための経費を、9月補正予算に提案をしよう

というところでございます。

これはどういうものかといいますと、妊娠から出産・子育ての切れ目のない支援をしていかなければならないというのは言われているところでございますけれども、そういったものを目指して、妊娠中のさまざまな不安を軽減して、安心して出産を迎えていただくために、妊婦の方全員を対象に、保健師、助産師などの専門職による面接を実施いたしまして、面接後に妊娠・出産にかかわるグッズを配付するといったものでございます。そのことによって、顔の見える、そういった支援者と妊産婦の方との関係の構築をいたしまして、必要に応じた支援につなげていこうというようなものでございます。

平成28年1月からこの事業をスタートするというところで予定しております、そのための予算額として2,400万円を計上させていただこうというような状況にございますことを、まずご報告申し上げます。

妊娠から出産・子育ての切れ目のない支援というものに関しましては、実は子ども・子育て支援新制度の中の事業としても、利用者支援事業の「母子保健型」というふうに言われる事業についても国の方が出しているものがございまして、そのものずばりではないのですけれども、それと趣旨自体は同じようなものでして、やっといこうというふうに考えております。

先ほど言いましたように、利用者支援事業の母子保健型などについての検討というのは、これはまだまだこれからといったところでございますので、そちらの方が明らかにすることができるといような段階になりましたら、また、ご報告をさせていただくようにしたいというふうに思っております。

今の時点では、東京都の補助制度を活用した事業として、平成27年度の途中からスタートしたいということでの説明です。どうぞよろしく申し上げます。

【会長】

ありがとうございました。まだ補足がありますか。よろしいですか。

今の件については、事務局、何か、このパンフレットに載っているのでしょうか。

【事務局】

利用者支援という事業の決定版といいますか、そういう形ですので、これは新制度のパンフレットの中の7ページのところに利用者支援が載っている。ただ、いわゆる「ゆりかご・とうきょう事業」、事務局からご説明がありましたとおり、ちょっとこれとは、若干性格といいますか、そういう部分は異にするということでございます。

ただ、基本的な部分の根っこというのは、大体似たような形で出てきているというところでございます。

【会長】

ありがとうございます。ただいま、事務局のほうからご説明がありましたけれども、「ゆりかご・とうきょう事業」ということですが、母子保健の観点から、鹿田委員や滝口委員、何か、補足というものはございますか。もし、あれば、どうぞ。

【委員】

今でも新生児の訪問をやっていただいている、非常にお母様方からの情報というのをいろいろな保健業務にフィードバックできているので、いわゆる早い段階から妊婦さん、そういうものにかかわっていただけるというお話を聞いて、非常に期待しておりますので、また、いろいろな中身が決まってきて、分かりましたら、ぜひとも会議のほうにもフィードバックしていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

【会長】

ありがとうございます。

【委員】

すみません、今回「ゆりかご・とうきょう事業」という言葉は今日初めて聞かせていただいたのですが、新生児訪問をしている助産師、保健師は、実はそれほど数は多くないのですよね。

なので、少ない人数で、みんなでやりくりしながら、私が行っているのは王子地区なのですが、やりくりしながら訪問しているの、この「ゆりかご・とうきょう事業」をしようとしたときに、保健師と助産師の数は果たして足りるのかなとちょっと不安なところは、それはどうなのですか。教えていただけたらと思います。

【事務局】

健康いきがい課長です。母子保健を担当している所管になります。

今のお話のとおり、北区では助産師の方がとても少ない状況でもありますので、あと、保健師の方と、公募をするにあたって確かに大きな課題になっているのかなと思っております。

そういった意味で、1月からスタートするために、早い段階から公募をかけて募集をしたいというふうに考えているところですが、若干、どのぐらい応募していただけるのか、確保の問題は大きな問題だというふうに、私たちもこの事業の中で捉えているところでございます。

【委員】

ありがとうございます。

【会長】

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。ただいまご説明がありました、「ゆりかご・とうきょう事業」についてのご質問等がありましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。

【会長】

それでは、本日、用意された議題につきましては終了いたしましたので、最後に、次回の会議の日程を確認させていただきたいと思っております。

【事務局】

次回の会議でございますが、11月2日、月曜日、午後6時半から、同じ北とぴあスカイホールで開催させていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

【会長】

ありがとうございます。11月2日ということで、ちょっと間が空いてしまいますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

今日も、8月31日というのは大変お忙しい方も多いのではないかと思うのですが、恐れ入ります、11月2日でよろしくお願いいたします。

それでは、閉会のご挨拶を副会長、お願いしてよろしいでしょうか。

【副会長】

長時間、お疲れさまでした。子ども・子育て会議は2期に入ってきたわけですがけれども、今日、とてもそれぞれのお立場から質問、意見等、本当にいろいろ出していただいて、初めて質問を聞きながら、私なども、そういうことになっていたのだという、何か、2期目なのですがけれども勉強しているというところです。

でも、こういう会を重ねながら、冒頭にも出ましたけれども、「子育てするなら北区が一番」という、それに向けて、それぞれの子ども・子育てにかかわる方々が、情報交換して知恵を出し合うということがとても大事なことなのかなというふうに思います。

その意味では、大変よい雰囲気の中で話し合いが進められたということは、これからとても期待がかけられるのではないかなと思えました。どうもお疲れさまでございました。

【会長】

ありがとうございました。それでは、以上をもちまして、平成27年度の第1回、通算では第11回でしょうか、子ども・子育て会議を閉会したいと思います。どうもありがとうございました。